

教務主事	専攻科長	学生課長	教務係長	教務係

学級担任
指導教員

欠 席
届 (インフルエンザ・新型コロナ診断用)
欠 課

_____年 月 日

石川工業高等専門学校長 殿

学科/専攻・学年 _____

学 籍 番 号 _____

学 生 氏 名 _____

下記のとおり (欠席 ・ 欠課) したので、届出します。(どちらかに○)

(注) 学級担任(専攻科生は指導教員)の署名をもらって、教務係へ提出すること。

1. 欠席・欠課の日時 _____年 月 日(曜日)(第・時限) から
_____年 月 日(曜日)(第・時限) まで

2. 受 診 日 _____年 月 日(曜日)

※インフルエンザ・新型コロナを疑い医療機関を受診した日を記入してください。

インフルエンザ・新型コロナと診断されなかった場合は、受診日にかかる授業を公欠とします。

3. インフルエンザ・新型コロナ診断結果(どちらかにチェックすること)

インフルエンザ・新型コロナと診断されなかった
(診療明細書等の写しを提出すること。)

(インフルエンザ・新型コロナ) と診断された(どちらかに○)

医師に指示された休養期間: _____月 _____日まで

・インフルエンザの場合: 薬剤情報証明書等の写し(病欠証明書又は診断書でも可)を提出すること。

・新型コロナの場合: 診療明細書等の写し(病欠証明書又は診断書でも可)を提出すること。

※発症(熱)した日以降の欠席・欠課した日・時限から出席停止となります。

4. 検温の記録

診断結果に関わらず 記入すること	年 月 日 (発症(熱)した日)	℃
インフルエンザ・新型コロナ と診断された 場合、記入すること	年 月 日 (解熱した日)	℃
	年 月 日 (翌 日)	℃
	年 月 日 (翌々日)	℃

(インフルエンザ・新型コロナと診断された場合の注意)

1. 医師に指示された休養期間は登校しないこと。
2. インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」であり、検温し解熱したことを確認すること。
3. 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。(無症状の感染者に対する出席停止の期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでとします。)